

**競争政策研究センター
バンドル・ディスカウントに関する検討会
第1回**

日 時：平成28年7月29日（金） 10:00～11:00

場 所：経済取引局第1会議室（16階）

議 題：本検討会で取り上げる論点について

「バンドル・ディスカウントに関する検討会」の開催について（案）

平成28年7月29日

競争政策研究センター

1. 趣旨

今般、電力小売自由化を契機として、電力、ガス、電気通信、ガソリン、保険といった消費者に身近な商品・サービス（以下単に「商品」という。）を対象として、複数の商品を購入する際に価格を割引く「バンドル・ディスカウント」（いわゆる「セット割」）が急速に増加しつつある。バンドル・ディスカウントは価格低下をともなうため競争を促進する面を有すると考えられるが、他方で、バンドル・ディスカウントを行う事業者、行為の態様、市場の状況等に応じて、1商品のみを販売する事業者の新規参入等を阻害するおそれもある。

このような状況を踏まえて、諸外国における判決も踏まえて、バンドル・ディスカウントに関連する競争政策上の論点を整理するため、「バンドル・ディスカウントに関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会委員等

- (1) 検討会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 検討会の座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 検討会及び議事の公開

検討会は、委員による自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、非公開とする。座長は、検討会の会合終了後、速やかに、当該検討会の議事要旨を作成し、委員の確認を必要に応じ、求めた上で、これを公表する。

4 庶務

検討会の庶務は、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室において処理する。

以上

バンドル・ディスカウントに関する検討会委員名簿

- 池田 千鶴 神戸大学大学院法学研究科教授
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
(競争政策研究センター主任研究官)
- 座長 岡田 羊祐 一橋大学大学院経済学研究科教授
(競争政策研究センター所長)
- 竹内 敬治 株式会社NTTデータ経営研究所 社会・環境戦略コンサルティングユニットシニアマネージャー
- 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士
- 早川 雄一郎 京都大学法学研究科講師
- 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
(競争政策研究センター主任研究官)

[五十音順, 敬称略, 役職は平成28年7月29日現在]

平成28年7月29日
事務局

1. 問題意識

- 電力小売自由化を契機として、電力、ガス、通信、ガソリン、保険といった消費者に身近なサービスを対象とする、いわゆる「セット割」が急速に増加。セット割の態様によっては、1商品のみを販売する事業者の参入・事業拡大が阻害され、結果として、競争が制限されることがあり得るのではないかと懸念されている。
- セット割は、原則的には、競争促進的であると考えられるが、例外的に、競争政策上問題となり得るセット割はどのようなものか。また、独禁法においてはどのような位置づけが可能か。

2. セット割の競争影響

(1) 競争促進効果

セット割は、日常生活において広くみられるが、一般的には、次のような競争促進効果があり、基本的には望ましいものと評価できる。

(例) ○コスト削減

- ・ 収納経費など範囲の経済を活用した共通コストの削減
- ・ 顧客にとっての探索コスト、取引コストの削減

○新たな付加価値、機能の創出

※注 上記のほか、顧客の嗜好に応じた価格差別による利潤最大化（産出量の増大）も状況によっては（消費者余剰の減少がなければ）、競争促進効果となり得る。

(2) 競争阻害効果

- セット割のうち、行為者が市場支配力※1を持つ商品（以下「独占的商品」という。）については、その価格支配力（レバレッジ）を利用して、当該独占的商品と他の商品の双方を購入する者に対してのみ提供するセット割（以下「独占的商品セット割」という。）を行うことが可能であり、その程度（設例）によっては、当該他の商品のみの販売者は（行為者と同等に効率的であっても）対抗できず、競争を排除する効果があり得るのではないかと懸念されている。

特に、セット販売に関する契約が長期間に及び、かつ、スイッチングコスト（解約手数料等）が高額に設定されている場合に競争者排除効果は増幅される。

(設例) 事業者β (ベータ) は, 事業者α (アルファ) のセット割 (割引合計額3 + 6 = 9) に対抗するため, B商品を可変費用(12)以下となる11以下(A商品単品価格10を前提。21 - 10。)で販売する必要。逆に, B商品が可変費用以上となる程度のセット割(割引合計額7以下)であれば, βがαと同等以上に効率的であれば, αに対抗可能。

事業者	商品	単品価格	セット価格	可変費用
α	A	10	7	6
	B	20	14	13
β	B	15	—	12

(セット割による排除効果の有無・程度)

独占的商品と何(競争的商品か, 独占的商品か)をセットするのか, セット割行為者が独占的事業者か新規参入者かによっても競争者排除効果は異なる。

いずれにせよ, 独占的商品に関する「テコ」が強い場合(割引価格の操作自由度が高い場合)には, セット対象製品の競争者を排除する効果が生じる。加えて, 完全に1社による独占供給となっている場合を除き, 独占的商品についても競争者が存在し, 当該競争者が行為者と同様のセット戦略を模倣し得ない場合には, 当該独占的商品の競争者も排除する効果が生じうる。

逆に, ①競争的商品同士, あるいは, ②独占的商品であっても, 競争者(例えば, 新電力)と提携することで対抗可能なセット割, ③独占的商品であっても, 価格操作の自由度が低いと思われる新規参入者によるセット割など「テコ」が弱い場合には, 排除効果は小さいと考えられる。

◎独占的商品として電力と他の商品をセット割する場合の例

ケース	セット割行為者	他の商品	提携先	排除効果
1	独占的事業者 (一般電気事業者)	独占的商品 (移動通信)	独占的事業者 (携帯事業者:MNO)	・排除効果大 (他の携帯事業者+新電力事業者)
2			新規参入事業者 (携帯事業者: MVNO)	・排除効果有(他のMVNO) ※注 MVNOの規模によっては, 新電力事業者もある程度排除
3	新規参入事業者 (新電力や区域外 で供給する一般電 気事業者)	競争的商品(例:スーパー)		・排除効果有(他のスーパー) ※注 スーパーの規模によっては新電力事業者も排除
4			独占的事業者 (携帯事業者:MNO)	ケース2と同一
5			新規参入事業者 (携帯事業者: MVNO)	・排除効果なし
6		競争的商品(例:スーパー)		・排除効果なし

※注1 議論の単純化のため, 本表においては寡占的商品を独占的商品の中を含む。

- このほか, 競争的商品同士のセット割(以下「競争的商品セット割」という。)は, 通常, 他の事業者も同様のセット割を行うことが可能であることから, 上記の議論は妥当しない。一方で, セット割による販売価格が対象製品の回避可能費用合計額未満となる場合には, その実施期間によっては, 不当廉売と類似のメカニズムによって, 競争者が排除される可能性がある。

3. 諸外国の議論

(1) 米国

- 同一の事業者による2商品(1商品は独占的ないし寡占的商品)のセット販売について, 違法性判断の中心に費用と価格の関係を位置づける判例(PeaceHealth 判決等)とそうではない判例が混在(後者として2003年のLePages 判決※)。

※注 費用割れの立証を求めず, 同等に効率的な競争者が排除される必要はないとし, 「競争者が公正に競争することを非常に困難とし, または不可能にすること」の立証を要求。

なお, 当該判例に対しては, 米国内で, 「複数製品のうち一つでも生産していない企業がそれを理由として訴訟をすれば勝訴しかねない」「曖昧な基準」といった批判が存在。

- 2008年の司法省報告書※1（ただし、2009年にオバマ政権が撤回）や同年の連邦議会AMC報告書は、Discount Attribution(DA)テストを違法性に関するセーフハーバー基準として採用。その上で、違法性の認定には、さらに、（不当廉売と同様に）埋め合わせ※2及び（競争促進効果と不釣り合いな）競争への悪影響等を要求。

ここでいうDAテストとは、セット割を提供する事業者について、セット対象商品の割引合計額を競争的商品の単体価格から控除した価格（以下「実質価格」という。）が原価割れとなるか否かをテストするもの。

なお、2008年PEACE HEALTH判決はDAテストを違法性判断基準とする。

※注1 バンドル品同士の競争が可能な場合とそうではない場合に区別して議論。原価割れでなくとも競争に悪影響があり得るものの、過剰規制の可能性を踏まえて、前者の場合は、セット販売総額が原価総額以上であることをセーフハーバーとする不当廉売型の判断基準を定立。一方、バンドル品同士の競争が不可能な場合には、反競争効果は不当廉売よりも抱き合わせに近いものとして、DAテストをセーフハーバーとして提案し、長期可変費用(AVC)と対照。

※注2 セット割は不当廉売のように短期利潤犠牲が必ずしも存在せず、短期的にも利潤が生じることも多いため、埋め合わせ要件は実質的に機能しないとの批判が存在。

(2) EU

- EU機能条約102条に関するEUガイダンスにおいても、独占的事業者のセット販売について、ある商品の単品価格とセット販売の価格の差分(incremental price)が長期平均増分費用を上回ることをセーフハーバーとしている¹。

4. 主な論点

(1) 検討の対象

- セット割の対象に独占的商品が1以上含まれ、当該独占的商品に関して、セット割の提供者が市場支配力を持つ（独占的商品の価格操作自由度が認められる）場合に競争阻害があり得るため、本研究会の検討対象とするという理解でよいか。

なお、この場合、市場支配力には、必ずしも独占に限らず、市場の状況によっては、寡占も含まれるが、基本的には、シェアや不可欠施設の所有、参入規制の有無（現在・過去）が考慮要素になると考えてよいか。

ただし、化学産業にみられるように、単にシェアが高い場合であっても、取引先からの牽制力など市場の状況によっては、価格支配力が乏しい場合もあり得る。

※注 態様にもよるが、実質的にセット割と類似したリベートは議論の対象に含む。

¹ “Guidance on its enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to abusive exclusionary conduct by dominant undertakings” (2009/C45/02) para60.

- 以下の場合、本研究会の検討対象から除外することでよいか。
 - ・商慣習上、セットで販売されることが通例である場合
 - ・個別商品のみでは購入できず、セットでのみ購入できる場合（pure bundling）
＝通常の「抱き合わせ」

(2) 検討の視点

- 独占的商品セット割は、①不当廉売のように短期の利潤を犠牲にして長期の利益を獲得する行為ではなく、短期においても経済合理的である可能性が高いこと、また、②その競争阻害効果は、特定商品に関する独占的地位に由来する「テコ」を利用して、競争者を排除することに求められることから、セット割に関する違法性の判断は、「不当廉売」ではなく、「抱き合わせ」に関する従来の議論が基礎となるのではないか。
- 諸外国における議論を踏まえると、具体的には、①DAテストの利用可能性、②DAテストと参照すべき「原価」の意義、③埋め合わせ要件の必要性、が具体的論点になるのではないか。

(3) DAテストの採否、位置づけ

- 独占的商品セット割に関して、DAテストをどのように活用可能か。DAテストを満たす排他的なセット割（＝実質価格が原価を下回るもの）については、共通コストの削減等の正当化理由が存在しない限り、正常な競争手段を逸脱する人為的な行為として、一定の排除効果が（一定の地域で）認められる限り、取引妨害ないし差別対価、競争制限の程度によっては私的独占として違法を推定することが適切か。（独占的商品ではなく寡占の商品の場合など）DAテストを満たす場合でも、別異に考えるべき場合があるか。
- 逆にDAテストを満たさないような独占的商品セット割によって、同等に効率的な事業者が排除されることはないものと考えてよいか（セーフハーバーとできるか）。
- 3商品以上であっても同様に、全てのセット商品の割引合計額を競争的商品に割り当てるべきか。または、独占のテコの利用が問題であるという考え方に立てば、独占のテコが成立するセット商品のみの割引合計額を競争的商品に割り当てるという考え方は可能か。
なお、利幅が一般的に薄い電力の場合、割引額が僅かであっても、DAテストを満たす可能性があると指摘も存在。
- DAテストは理念としてはともかく、実務的には、価格（単品価格、セット価格）の捉え

方等を巡って、そのままでは、適用困難な面があると考えられるが、追加的な基準があり得るか。

- セット販売を単一の事業者が実施するか、提携関係にある複数事業者が実施するか否かで上記の判断は変わらないという理解でよいか。

(4) 「原価」の考え方

- 伝統的な不当廉売の考え方では、望ましい価格競争に対する過剰規制を回避する観点から、「原価割れ」でいう「原価」とは、平均可変費用（厳密には、回避可能費用）ないし平均総費用がベースとされている。特に、実務においては、平均可変費用未満の販売は、短期利潤を犠牲にするものであり、競争者排除以外の合理的理由が考えられないとの考え方に基づいて、違法が推定されるものとされる。

他方、セット割に関しては、短期利潤の犠牲を必ずしも伴わない行為であるという面で性格の相違があるが、原価をどのように考えるべきか。不当廉売における議論を参照可能か。

- なお、電力、ガスのような設備費が大きい産業については、固定費をどの程度算入して考えることが適当か（特に、サunkコストの取扱い）。

この点、平均可変費用を基準とする場合には、何が可変費なのかについて実務的な困難が生じる可能性がある。

- 不当廉売における議論であるが、EUでは、平均可変費用以下の廉売のみならず、総平均費用以下の廉売も略奪的価格設定とされる可能性があるが、この場合は、競争者排除の意図が求められていることにも留意する必要がある。

(5) 埋め合わせ要件の必要性

- 米国における議論においては、不当廉売と同様に「埋め合わせ要件」が必要とされる。EUでは、埋め合わせ要件自体は求められないものの、セット割が市場支配的事業者の濫用行為として規制されるため、市場支配的地位の有無に関する判断において、実質的には、「埋め合わせ要件」的な考慮が行われている可能性がある。

我が国においては、不当廉売については、競争歪曲に対する早期の対応を確保する観点からも、埋め合わせ要件は不要とされる場合が多いが、セット割については、どのように考えるべきか。その際、セット割は、原則的に、経済合理的な行動であることに留意する必要がある。

(6) その他

- DAテストの成否にかかわらず、支配的事業者によるセット割は、その契約期間、解約手数料及び解約機会の多寡によっては、競争の実質的制限の維持、強化につながり得るものであると考えられるが、セット割に特有の論点はあるか。

○その他

以上